

# 行財政改革大綱実施計画

重点項目番号	4
--------	---

番号	①
----	---

1. 実施事項名	多目的集会施設・小規模集会施設・生活改善センターの廃止の検討			2. 担当課(執行する課)	産業振興部農林政策課
3. 現状・問題点・必要性 (なぜやるのか)	集会施設等については、地区住民の要望で国庫補助等を受けた施設であり、補助金適正化法により耐用年数がくるまで地区長に委託するものとする。(委託24施設)			4. 責任者名(執行責任者)	農林政策課長 山内 敏
				5. 担当課電話番号	22-9666
7. 実施する内容・目標数値 (なにを、いつまでに、どのようにやるのか) (集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。)	集会施設等を指定管理者制度より、地区長に委託する。(指定管理者の候補者の特例適用)委託料は無料とする。24施設 平成17年度に7施設払い下げ 指定管理期間5年後には、再度払い下げを検討する。			6. 対象等(なにを・だれを)	集会施設等
				8. 成果(どうなるのか)	指定管理者制度にのり地区長に委託し、法的な耐用年数が過ぎれば払い下げを行なう。
				9. 財政効果額(千円)(いくら削減されるのか)	
10. 目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目 なにをどれだけやるのか)	指標名	目標値	定義・算定式	11. 行程表(いつまでにやるのか)	
				平成17年度	平成18年度
				平成19年度	平成20年度
				10月	4月
				10月	4月
	施設委託		24施設(指定管理者に含む)	→	
	17年度施設払い下げ7施設		槇山新田生活改善センター 内保集落センター 里出生活改善センター 音羽生活改善センター 西湯舟生活改善センター 円徳院高齢者センター 桐ヶ丘多目的集会所	⇒	